

経済産業省

平成 18・03・15 原院第 1 号

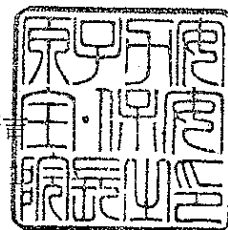
平成 18 年 3 月 15 日

電気事業連合会

会長 勝俣 恒久 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研

NISA-231b-06-



Winny の機能を悪用したコンピュータウイルスによる情報流出の防止について

近時、ファイル共有ソフトウェア Winny でやり取りされるファイルを介して感染するコンピュータウイルス (Antinny) により、政府機関や企業が扱う業務資料や個人情報、更には、パソコン利用者本人のプライバシー等に関する情報が、家庭のパソコンから流出する事案が多発しています。

特に、国民生活や社会経済活動の基盤である重要インフラ事業者等における機密情報や重要情報等の漏えいは、その機能の停止・低下等につながるおそれがあることから、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定に当たっての指針」においても「情報漏えい防止のための対策」が重点項目に位置づけられているところです。

平成 17 年 12 月 12 日に原子力安全・保安院は、電気事業連合会に対し、事業者の情報管理、特に核物質防護情報の管理を徹底することを求めています。

今般、改めて内閣官房から「Winny を介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出対策について」が示されましたので、今次発生している情報流出を防止するためには、「業務データを扱うパソコンで Winny を使わない」、「最も確実な対策はそもそも Winny を使わない」という認識を従業員一人一人が持つことが非常に重要であることを踏まえた上で、別添の資料を参考にして、貴連合会傘下会員に対し厳重に注意を喚起するとともに、この種事案の発生を防止すべく対策を推進するよう周知徹底を求めます。

【 別添資料内訳 】

別添資料 1 Winny 及び Antinny の検出・削除方法等

別添資料 2 Winny を介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出対策について
(国民に対する注意喚起文書)

経 済 産 業 省

平成 18・03・15 原 院 第 1 号

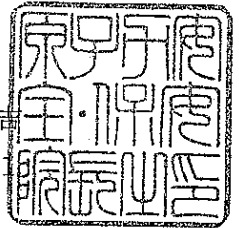
平成 1 8 年 3 月 1 5 日

電源開発株式会社

代表取締役社長 中垣 喜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-231b-06-



Winny の機能を悪用したコンピュータウイルスによる情報流出の防止について

近時、ファイル共有ソフトウェア Winny でやり取りされるファイルを介して感染するコンピュータウイルス (Antinny) により、政府機関や企業が扱う業務資料や個人情報、更には、パソコン利用者本人のプライバシー等に関する情報が、家庭のパソコンから流出する事案が多発しています。

特に、国民生活や社会経済活動の基盤である重要インフラ事業者等における機密情報や重要情報等の漏えいは、その機能の停止・低下等につながるおそれがあることから、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定に当たっての指針」においても「情報漏えい防止のための対策」が重点項目に位置づけられているところです。

今般、改めて内閣官房から「Winny を介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出対策について」が示されましたので、今次発生している情報流出を防止するためには、「業務データを扱うパソコンで Winny を使わない」、「最も確実な対策はそもそも Winny を使わない」という認識を従業員一人一人が持つことが非常に重要であることを踏まえた上で、別添の資料を参考にして、厳重に注意を喚起するとともに、この種事案の発生を防止すべく対策を推進するよう周知徹底を求めます。

【 別添資料内訳 】

別添資料 1 Winny 及び Antinny の検出・削除方法等

別添資料 2 Winny を介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出対策について
(国民に対する注意喚起文書)

経 済 産 業 省

平成 18・03・15 原 院 第 1 号

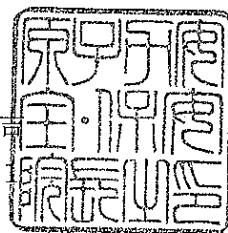
平成 1 8 年 3 月 1 5 日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 市田 行則 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-231b-06-



Winny の機能を悪用したコンピュータウイルスによる情報流出の防止について

近時、ファイル共有ソフトウェア Winny でやり取りされるファイルを介して感染するコンピュータウイルス (Antinny) により、政府機関や企業が扱う業務資料や個人情報、更には、パソコン利用者本人のプライバシー等に関する情報が、家庭のパソコンから流出する事案が多発しています。

特に、国民生活や社会経済活動の基盤である重要インフラ事業者等における機密情報や重要情報等の漏えいは、その機能の停止・低下等につながるおそれがあることから、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定に当たっての指針」においても「情報漏えい防止のための対策」が重点項目に位置づけられているところです。

今般、改めて内閣官房から「Winny を介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出対策について」が示されましたので、今次発生している情報流出を防止するためには、「業務データを扱うパソコンで Winny を使わない」、「最も確実な対策はそもそも Winny を使わない」という認識を従業員一人一人が持つことが非常に重要であることを踏まえた上で、別添の資料を参考にして、厳重に注意を喚起するとともに、この種事案の発生を防止すべく対策を推進するよう周知徹底を求めます。

【 別添資料内訳 】

別添資料1 Winny 及び Antinny の検出・削除方法等

別添資料2 Winny を介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出対策について
(国民に対する注意喚起文書)